

平成 28 年度 第 1 回 教科用図書選定審議会 議事録

平成 28 年 4 月 27 日 (水)

10:00~11:30

1 開会 (事務局)

- ・開会

2 主催者挨拶 (川上圭一学教育次長兼学校教育室長)

- ・委員の皆様におかれましては、日頃から県教育委員会の取組につきまして多大なるご協力をいただいておりますことに心から感謝申し上げます。また、本日は、ご多用中にもかかわらず、教科用図書選定審議会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

東日本大震災津波から5年が経過いたしました。県では、本年度を「本格復興完遂年」と位置付けまして、復興に取り組むこととしております。学校教育におきましても、現在、県内すべての学校において、子どもたちの心のサポートに留意しながら、児童生徒、保護者、教職員の協力はもとより、さらには地域の方々、教育行政に携わる者が一体となって、学びの場の復興の歩みを一步一步着実に進めているところでございます。

- ・さて、義務教育諸学校における教科用図書の採択に当たりましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づきまして、関係の皆様のご御理解と御協力の下に、円滑に進めてきているところでございます。教科用図書選定審議会であります本審議会におきましては、県内の義務教育諸学校におきまして、児童生徒が使用する教科書の選定に関する「採択基準」等について、御審議いただくことを目的としておりますが、今年度の教科書の採択につきましては、学校教育法附則第9条の規定による、いわゆる特別支援教育で使用される一般図書にかかる採択基準等を中心に御審議いただくこととしております。
- ・なお、今般、教科書出版社が、検定申請本を教員等に閲覧させ、意見を聴取した等々のいわゆる教科書問題が報道され、文部科学省による調査が行われました。県教育委員会では、その調査依頼に協力するとともに、現在、その後の対応を進めておりますが、今後とも教科書採択におきまして、公正性・透明性の確保を徹底し、公正・公平な採択となるよう、各地域の採択協議会並びに市町村教育委員会等への指導・助言にあたってまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、諸般の事情をお汲み取りの上、十分な御審議をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく願いいたします。

3 委員紹介（藤岡宏章義務教育課長）

- ・ それでは、平成28年度教科用図書選定審議会委員を紹介いたします。
お手元の平成28年度教科用図書選定審議会資料の2ページに掲載されている「資料2」の名簿にしたがいまして、紹介いたします。

（略）

（佐々木徹特別支援教育課長）

- ・ それでは、平成28年度の教科用図書選択に関する情報公開への対応について説明いたします。

（略）

4 会長・副会長選出

- ・ 会長：侘美 淳 委員
副会長：熊谷幸一 委員

5 会長挨拶

（略）

6 署名委員の委嘱

- ・ 佐藤精晋委員 太田厚子委員

7 諮問

- ・ 県教育委員会（川上次長）から審議会会長（侘美委員）へ

8 事務局説明＜進行：審議会会長＞

（事務局）

- ・ それでは、まず、お手元の資料につきまして、御確認いただきます。資料は、3種類でございます。一つめは、「平成28年度 第1回 教科用図書選定審議会」という資料、二つめは、別冊の資料7「教科書制度の概要」の資料、三つ目は、これも別冊で、資料8「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」についてです。

本日の第1回審議会では、法的根拠、仕組み等について委員の皆様におわかりいただくために、事務局より説明を多くさせていただきます。大変申し訳ございませんが、御了承ください。

- ・ それでは、はじめに、「平成28年度教科用図書選定審議会」という資料を御準備ください。1ページ目をお開きください。資料1は、この教科用図書選定審議会の規則になります。この審議会は、「義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律」並びに「岩手県の条例」に定められており、それらの法律を受けて、本県がこの規則を

定めたものです。

- ・ 次の2ページ。資料2は、本日御出席いただいております、選定審議会の20名の方々の委員名簿です。委員は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」の第10条により、御覧のように第1号委員、第2号委員、第3号委員と指定されております。
- ・ 3ページをお開き下さい。資料3は、教科用図書採択地区の一覧です。表の左側に1～9と番号をつけてございます。県内の採択地区は1～9まで、9つの採択地区に分かれております。また、このほかに、県立一関第一高等学校附属中学校があり、県教育委員会が採択に直接関わるようになっております。
- ・ 4ページ、5ページの資料3-2は各地区の採択協議会の規約の例示です。
- ・ 6ページ、資料4は、教科書を常に展示してある場所、「教科書センター」の一覧です。県内に18箇所ございます。なお、13番の住田町の教科書センターは、陸前高田市の教科書センターが決まるまで、当面の間の教科書センターという位置付けでございます。
- ・ 続いて、7ページ、資料5-1は、平成27年度から30年度まで、小学校で使用する教科書の一覧です。採択地区ごとに示してあります。なお、採択地区名の脇にある「比較」という欄は、平成26年度までの教科書と異なるかどうかを示しています。空欄の場合、前回と同じということ、会社名が書いてある場合は、異なるということを示しております。
- ・ 8ページ。資料5-2は、中学校の教科書一覧です。小学校の場合と同様の記入の仕方です。今年度から平成31年度までの4年間使用いたします。
- ・ 9ページ。資料6-1は、法律の抜粋です。小中学校の教科書については、無償ということで、きめ細かく法律が定められております。12ページまで関係する法律をのせております。
- ・ 13ページ、資料6-2は、文部科学省からの通知です。先ほどの様々な法律と、この文部科学省からの通知を根拠にして、教科書採択が行われております。特に、今回の通知では、検定申請本閲覧の事案等を受け、教科書採択における公正性・透明性の確保の徹底が示されております。
- ・ 22ページ、資料6-3も、文部科学省からの通知になります。採択の事務処理の際に留意する事項が示されております。
- ・ 次に、別冊の資料7「教科書制度の概要」（抜粋）を御準備ください。教科書の「採択」ということにつきまして御説明申し上げます。
- ・ 資料7の4ページをお開きください。「6 教科書採択の方法」とございます。
- ・ その「1 採択の権限」の部分を御覧ください。
始めの部分を読みます。「教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定すること

です。その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。また、国・私立学校で使用される教科書の採択の権限は校長にあります。」とあります。

- ・ 次に、教科書の採択の仕組みについて説明いたします。5ページの「図3 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み」を御覧ください。本日举行しております「教科用図書選定審議会」は、この図の「中程左側」にあります。
- ・ では、図に示されている①～⑦について、順に説明いたします。
- ・ ①は、教科書会社が、教科書検定を合格した教科書で、次年度に発行しようとするものについての届け出を行うということです。
- ・ ②は、それを受けて、文部科学大臣がその教科書の目録を、教育委員会を通じて送付するという事です。目録の送付をもって、新たに検定を経た教科書が発行されたかどうかを示すことになります。
- ・ ③は、教科書の見本を各教育委員会等に送付するという事です。
- ・ ④は、この審議会と都道府県教育委員会との関わりです。先ほど、「教科用図書の採択の基準」等について皆様に諮問いたしました。これから御審議いただくこととなります。また、その「教科用図書選定審議会」の記述のすぐ下に「上向きの矢印と（調査員）」という記述があります。今回は、特別支援学校用の教科書の調査員会議を置くこととなり、調査結果については、審議委員の方々から御意見をいただくこととなっております。小・中学校につきましては、4年に1回、全面的に採択替えという時に、新たに発行された教科書について調査をすることとなりますが、今年度はございません。
- ・ ⑤は、この県教育委員会が各採択地区内の市町村教育委員会に対し、指導・助言・援助をすることを表しています。「指導・助言・援助」の例としては、これから御審議いただく「採択基準」や「資料作成基準」を、市町村教育委員会に通知等で示すこととさせていただきます。
- ・ ⑥は、どのような教科書が発行されているのかを広く多くの方々に示す意味で、各採択地区に教科書センターを設置し、発行されている教科書全てを展示しているということです。教科書センターについては、先ほどの資料、「実施要項」の6ページの資料4を御覧いただいたところです。
- ・ ⑦は、各採択地区内市町村教育委員会が、独自に調査・研究した上で、県から示された資料を参考にしながら、1種目につき1種類の教科書を採択するという事です。今年度は、各採択地区において調査が行われ、特別支援学校関係の図書について採択が行われることとなります。
- ・ 次に、採択地区にかかわることを、説明いたします。次のページ（6ページ）を御覧下さい。「3 共同採択」の部分で、1行目から5行目まで読みます。
- ・ 「市町村立の小・中学校で使用される教科書の採択の権限は市町村教育委員会にあ

りますが、平成26年4月に改正された無償措置法により、採択にあたっては都道府県教育委員会が、『市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域』を採択地区として設定し、採択地区が2つ以上の市町村の区域を併せた地域（共同採択地区）であるときは、地区内の市町村教育委員会が協議して種目ごとに同一の教科書を採択することとされています。」とあります。ここで言う「採択地区」が、本県の場合、先ほどの実施要項の3ページの資料3のとおり、『市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域』として、9つ設置されているということです。

- ・ それでは、説明者が交替いたします。次は、別冊の資料8につきまして、特別支援教育担当が御説明申し上げます。

(事務局)

- ・ 別冊資料8は、「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について」の資料です。
- ・ 1ページ8-1は、平成28年3月付けで文部科学省から出された「平成29年度用一般図書一覧」です。資料8-1の表紙裏、はしがきにありますとおり、平成28年度に使用する教科書として採択されたもののうち採択数が多く、平成29年度においても発行・供給を予定している図書の一覧になります。文部科学省において適・不適の判断を加えているものではありません。
- ・ 続いて13ページ資料8-2は、平成28年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、昨年度の教科用図書調査員による調査研究として見本を購入し、それについての理由書見本を作成し、教科用図書選定のための資料としたものです。
- ・ 35ページ資料8-3は、平成28年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、昨年8月に県内各特別支援学校に採択許可したものの一覧になります。
- ・ 以上、特別支援教育関係も含め「資料の説明」を終了します。

9 協議

(侘美会長)

- ・ 事務局、説明、御苦勞様でした。ここから、協議に入っていきます。では、諮問されました内容について、協議をいたします。先ほどの諮問に関する書類等について、事務局から配布をお願いします。

(事務局が諮問書(写)と採択基準、資料作成基準を委員に配布)

(侘美会長)

- ・ それでは、皆様、諮問書を御覧ください。
- ・ 諮問された点は2点あります。それぞれについて、事務局から説明の後、協議してまいります。それでは、1点目、「平成29年度において使用する義務教育諸学校の教

科用図書の採択基準について」です。事務局から提案の説明をお願いします。

(事務局)

- ・ 「平成29年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準」について御説明申し上げます。私からは、特別支援教育関係の教科書以外の部分を御説明いたします。

- ・ お手元の「平成29年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準(案)」を御覧いただきます。

- ・ では、まず、「採択基準」について申し上げます。採択基準とは、「採択に関する一般的な基準であり、地域の状況や児童生徒の学力等を考慮した一般的な指針、または、共同採択の際の協議の方法等、採択の手続きに関する基準」を指しています。採択基準は、大きく3つから構成されています。1、2、3で示しています。

1は、内容や組織・配列・分量に係ることを示しております。2は、使用上の配慮や工夫に係ることを示しております。3は、手続きのこととなっております。

- ・ 次に、3番の「平成28年度における教科書採択に関する手続き等は次のとおりにすること」以降の部分について御説明申し上げます。この部分は、大きく4つ、すなわち、(1)「市町村立学校の場合」、(2)「県立学校(特別支援学校の場合)」、(3)「県立学校(高等学校に併設する中学校の場合)」そして(4)「国立及び私立学校の場合」からなっております。

- ・ はじめに、(1)の市町村立学校の場合から説明させていただきます。アについて、教科用図書の採択は、県教育委員会の指導、助言、援助により行うこと。イについて、「平成28年度は、平成27年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。ただし、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書を除く。」とあります。小中学校の教科書は、基本的に4年に1回、全面的に採択を変えることとなっております。つまり、「来年度は、今年度と同じ教科書を採択するという手続き」をとるようという基準です。ただし、ウのとおり、一般図書はその限りではないということです。エは、採択地区の協議会に関することです。次のオです。これは、「公平・公正な採択と情報公開」を行うための部分です。カ及びキ、その次の(2)については、特別支援教育関係のことですので、この後、担当が説明いたします。次ページの(3)、(4)については、県立中学校、国立及び私立学校においても、今、説明した点におきまして同様だということを示してございます。

- ・ では、説明を交替し、特別支援教育関係について、担当から御説明いたします。

(事務局)

- ・ それでは、説明いたします。カとキにつきましては、特別支援学級において使用する教科書についての基準となります。
- ・ カの①、基本的には当該採択地区内の小中学校で使用する教科書と同一のものを採

採することになります。②、特別の教育課程を編成し、当該採択地区内の小中学校と同一の教科書を使用することが適当でない場合は、下学年用の検定教科書または文部科学省著作教科書を採択することになります。③、下学年用の検定教科書または文部科学省著作教科書の使用が適切でない場合は学校教育法附則第9条の規定により絵本等を教科書として採択することができます。

- ・ キの①、学校教育法附則第9条の規定による教科書を選定するにあたっては、学校の教育目標や方針に照らして適切であり、②、地域や学校の特性、児童生徒の心身の発達の段階に応じて効果的に使用できるものでなくてはなりません。
- ・ 続きまして(2) 県立学校の場合について説明いたします。具体的には特別支援学校がこれにあたります。アについては、平成29年度に使用する特別支援学校の小学部及び中学部の使用教科書は、市町村立の小学校、中学校と同様、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、先程、係が説明申し上げた、(1) 市町村立学校の場合のイと同様になります。イについては、先ほど特別支援学級でも御説明いたしましたとおり、特別支援学校においても学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択することができます。これは、毎年度採択替えをすることができるということが次のウの規定でございます。また、この絵本等と検定教科書、文部科学省著作本を併せて採択することはできません。これがエの規定でございます。次に、オでございますが、視覚障害を対象とする特別支援学校の弱視者の「国語」については、検定教科書の他に点字版の教科書も併せて採択できるということでございます。カにつきましては、聴覚障害を対象とする特別支援学校の「国語」については文部科学省著作の「言語指導」または「言語」の他に、国語の検定教科書を併せて採択できるということでございます。キにつきましては、知的障害を対象とする特別支援学校小学部の「生活」については、教科の内容によって教科の主たる教材として適切な教科書を採択できるということでございます。
- ・ 以上、特別支援学級と特別支援学校の教科書採択基準について御説明いたしました。
- ・ それでは、平成29年度に使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準を定めてよろしいか御協議いただきたいと思っております。

(佐美会長)

- ・ 事務局の説明について、質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

- ・ では、『平成29年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準について』は、このとおりといたします。
- ・ 続いて、2点目、「平成29年度において使用する教科用図書を選定するための資料作成基準について」です。事務局、説明をお願いいたします。

(事務局)

- ・ 次に、「教科用図書を選定するための資料作成基準について」でございます。
- ・ 先ほど承認されました採択基準にそって、今後、「教科用図書を選定するための資料」を作成することとなります。そこで、どのような観点で教科用図書の調査をするのかを定めたものが、この「資料作成基準」でございます。
- ・ 第1の「分析調査の観点及び具体的視点」は、「1 内容」、「2 組織、配列、分量」、「3 使用上の配慮や工夫」の3項目について、それぞれ3つから5つの具体的視点を示しております。
- ・ この資料作成基準を作る際には、学校教育法と学習指導要領に沿って、文言を見直し、整理したものであり、昨年度と同様でございます。一般図書（特別支援学校・学級用）の選定の理由につきましても、個々に示した分析調査の観点を基に作成いたしたいと考えておりますのでこの分析調査の観点でよろしいか御協議いただきたいと思っております。
- ・ 以上で、資料の作成基準についての提案を終わります。よろしくお願いいたします。

(侘美会長)

- ・ 事務局の説明について、質問、意見はありませんか。
(質問、意見なし)
- ・ では、『平成 29 年度において使用する教科用図書を選定のための資料作成基準について』は、このとおりといたします。
- ・ 『その他』について、事務局からお願いします。

(事務局)

- ・ 今後の進め方につきまして、御説明申し上げます。
- ・ 御協議いただきました採択基準及び資料作成基準につきましては、ご了解いただきましたので、各市町村教育委員会へ送付させていただきます。
- ・ 今後につきましては、県といたしましても、教科用図書選定審議会規則第5条により、教科用図書調査員を置き、平成29年度において使用する一般図書について、研究調査をいたします。教科用図書の調査員は、お手元にお配りした1枚ものの資料に示したとおりでございます。御覧ください。
- ・ 次に、第2回審議会の概要につきまして、お諮りいたします。
- ・ 第2回審議会は、6月15日（水曜日）13時30分より、本日と同じ会場で開催予定でございます。第2回審議会では、調査員が行った一般図書の調査結果につきまして御審議していただきます。

(侘美会長)

- ・ 今後の進め方についてでございます。皆様いかがでしょうか。
では、この通りといたします。その他事務局、何かございますか。

(事務局)

- ・ 特にございません。

(侘美会長)

- ・ では、以上で、協議の部分を終了します。皆様の慎重審議ありがとうございました。

10 その他

(事務局)

- ・ 諸連絡

11 閉会

- ・ それではこれで、会議の一切を終了いたします。ありがとうございました。
なお、一般図書の中から、いくつかを会場の入り口付近に展示しておりますので、時間の許す方は、どうぞ御覧ください。

平成 28 年度 第 2 回 教科用図書選定審議会 議事録

平成 28 年 6 月 15 日 (水)

13:30~14:30

1 開会 (事務局)

2 主催者挨拶 (川上圭一学教育次長兼学校教育室長)

- 委員の皆様におかれましては、御多用中のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

第 1 回審議会におきましては、県内の義務教育諸学校において、児童生徒が使用する教科書の選定に関する「採択基準」、そして「選定のための資料の作成基準」等について、御審議を賜りました。ありがとうございました。

本日は、特別支援教育で使用いたします、いわゆる一般図書について調査委員が調査した結果につきまして、その記述内容を、御審議いただくこととしております。

県教育委員会といたしましては、本審議会の答申に基づきまして、各市町村教育委員会に対しまして、指導、助言、援助を進めていくこととなりますので、十分な御審議を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

本日は、よろしくお願いいたします。

3 会長挨拶 (侘美会長)

- こんにちは。会長の侘美でございます。

本日の審議会についても、前回に引き続き慎重審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、学校教育室長の挨拶にもありましたように、本日の第 2 回審議会では、まず、「教科用図書選定のための資料の作成基準」に基づいて、調査した結果について担当審議委員から報告をいただきます。本日は、そのことについて審議することとなります。よろしくお願いいたします。

4 全体会

(侘美会長)

- それでは、事務局より、本日の審議につきまして説明をお願いします。

(事務局)

- それでは、本日の審議の進め方につきまして、御説明いたします。

本日の審議会は、第 1 回審議会におきまして、資料の作成基準を了承いただきました

ので、その基準に従いまして、調査研究した内容を報告し、審議いただく会となります。

本日は、この全体会に先立ち「特別支援教育用の一般図書の部会」を開き、一般図書の調査を担当した調査員より部会を担当いただく審議委員に調査結果について報告いたしました。なお、担当いただく審議委員は、あらかじめ会長と相談し、選出させていただきました。部会は、まず20分間ほどの時間で、担当の審議委員に調査票及び特別支援教育用の一般図書を目を通していただきました。その後、「特別支援教育用の一般図書」の調査結果を15分ほどで調査員が報告いたしました。その後、審議委員から質問をいただく時間を15分ほど設定し、審議していただきました。

この全体会は、その部会の報告をもとに審議いただくこととなります。

この全体会では、まず、初めに担当の審議委員から特別支援教育用の一般図書の部会の調査の結果を御報告いただきます。

御報告は、調査票が適切に作成されているかどうか、その妥当性を発表していただきます。調査票につきましては、お手元にお配りさせていただきました。

その後、御質問も含めて調査票全体について審議委員、全員で御協議いただきます。よろしく願いいたします。

- 調査票につきましては、前回、御了解いただきました教科用図書選定のための資料の作成基準に基づきまして、各教科書の特長（よさ）を、限られた枠の中に短い文章で表現させていただきました。

詳細につきましては、説明の後、御確認をお願いいたします。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。以上で、説明を終わります。

(侘美会長)

- それでは、これから事務局から説明がありました調査内容につきまして、報告と協議に進みます。
- はじめに、特別支援教育の一般図書について、特別支援教育担当の（A）委員よろしく願いします。

(A委員)

- それでは、よろしく願いいたします。皆様御承知のとおり、特別支援教育の一般図書は、毎年児童生徒個人に対して、障がいの状況と発達の段階等に応じたものを採択いたします。採択にあたっては、一人一人、教科ごとに提出される「一般図書選定の理由書」により、その一般図書が該当児童生徒にとって適切であるか否かを判定します。従いまして、特別支援教育の一般図書の調査結果は、お手元にあります「一般図書選定の理由書」として報告されます。

昨年度、本県の特別支援学校において採択した一般図書及び新たに障がい種・学部・学年・学級・教科をいくつか想定し、調査員が適切と判断した一般図書20冊について、調査員4名により調査が実施されました。その調査結果について、調査員から説明を受けましたので、特別支援教育の一般図書の担当審議員である私から、審議委員の皆様へ御報告をいたします。

- 資料をおめくりいただき、一般図書選定の理由書、番号1、をご覧くださいと思います。これは「わかるわかる じかんのえほん」について、肢体不自由と知的障がい併せ有する特別支援学校小学部3年生重複学級の算数科の一般図書としての「一般図書選定の理由書」になります。「図書の内容」の欄におきましては、絵本の内容や特徴について具体的に示したものになっています。「選定の理由における児童生徒の実態」については、想定した児童の発達の状況に加えて、興味関心の様子、また、この図書がこの児童生徒にとって適切である、ということを説明しています。それから、「指導の概略」では、各教科に加え領域・教科を合わせた指導の場や、生活につながる特別支援学校の特徴的な指導場面において、活用が想定されることを記述しております。
- 以下、19冊の一般図書につきましても、「一般図書選定の理由書」から想定した、障がい、それから学部の児童生徒にとって内容等が適切であり、各教科の指導を効果的に進めることができるものと判断いたします。
- 以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

(侘美会長)

- 報告ありがとうございました。
- それでは、ただいまの報告を受けまして、協議に入っております。
- 委員からの質問・意見を受けます。質問があった場合は、審議員の方が回答する場合と、事務局に発言を求める場合がありますので、よろしくお願いいたします。

(B委員)

- どの本も色鮮やかで、そして紙の質がしっかりしてめくりやすいと感じました。小学校の子供たちが見ても、それぞれ興味を引く視点のものが選ばれており、興味深く拝見させていただきました。障がい種ということでの選定で難しさもあると思いますが、一般的に見ましても、関心が高い内容のものが多く含まれていて、子供たちにとっての意欲を高める意味において素敵な本だと思いました。

(C委員)

- いくつかの書き手の方のコメントを読みましたが、例えば、平仮名を教えるだけではなくて、選んでいる言葉に「ありがとう」や「こんにちは」というように、言葉を教えることと、心を教えることを一緒にしたいというような説明があります。

それから、声に出して読んでみると、内容もさることながら、きちんと韻をふんでおりまして、音にしてもおもしろいわけです。とても感心しまして、教科書という概念で見る以上に、お書きになっている方の子供への思いがすごく詰まっております、とても適切なものが多いと感動して読んでおりました。

(D委員)

- ・ 「どうなってるの からだのなか」は、とても面白くて、通常の学級の子供たちへの授業でも面白のではなかと、内容が深くて素晴らしいと思いました。

(E委員)

- ・ それぞれ特徴的なものをキャラクター化していて、とてもわかりやすくなっていたことと、色遣いが、他のものと明確に区別できるものになっていたのも、通常の学級の子供でも勉強できる内容であったと思います。

(F委員)

- ・ 文字を色分けして子供に教え、気付かせようとしているところは、視覚的にも捉えらるというのは音だけではなくて、とても丁寧だと思いました。

(G委員)

- ・ ほとんど初めて見た本でしたので、興味深く見て読ませていただきました。家庭科は、どうしても栄養の本が中心になるが、被服や住居に関わる本もあればいい。

(H委員)

- ・ 普段扱う本とはだいぶ違っておりました、手に取ってみて、非常にカラフルで、さわって音もでるといふ工夫がありました。興味があると感じましたのは、これらの本を用いて、児童とどう一緒にやっていくのか、教える場面がどうなっているのか、この教材を使って教えている場面を見学させていただきたいと思いました。

(I委員)

- ・ 「新幹線で行こう」、「全日本ご当地グルメさん」など、子供にとっては、一年間の教科書というだけでなく、学校を卒業した後でも自分が働いたお金で、どこか旅行に行きたいとか、いつか食べてみたいなどというように、先を見て楽しみをもてるような夢のある教科書になっているのではないかという感じがしました。

(J委員)

- ・ 読み聞かせで小学校にも出かけているので、1年生の児童には「わかるわかる じかんのえほん」とか「もじのえほん」なども読んだらいいなあと感じました。言葉集めをしている1年生には、しりとりなどは、今すごく楽しいのではないかと感じました。

(K委員)

- ・ どの本も子供たちの今後の自立に向けて、社会的に知っておかなければならない基本的なことが随所に表現されていて、わかりやすい教科書だと思いました。多くの本には、カバーがついておりました、そのカバーのどのように活用されているのかが気

になったところですが、また、全部素晴らしいのですが、興味を引かれた本がありまして、「しろくまちゃんのホットケーキ」なんですけど、パタパタ折りたまれている教科書で、図書の内容の説明の中で、図書を広げると全ての内容のページに触れることができ、子供の好きなところから読めるようになってきているということが書かれておりまして、きちんとねらいがあって書かれていると思います、とても気に入りました。

(L委員)

- ・ とてもわかりやすい本が多く、触っても楽しめる本になっていると感じました。

(委員長)

- ・ それでは、教育現場でどう使っているのかということと、カバーの扱いについて説明をお願いします。

(A委員)

- ・ 教科書として絵本をどのように使用しているかということについては、想定 of 教科書として、見本の理由書の形で挙げておりますが、これは説明としてある通り、特別支援学校の特に知的障がいを伴うお子さんたちは、やはりこれはこの教科書というように教科書で分けるよりも、生活を中心としながら、いろんな生活に関わる国語的な内容、算数に関わる内容など、一体化して教えることの方が子供たちに身に付くというように言われておりますので、そういった様々な生活場面と合うタイミングで教科書としてその絵本を使ってみたり、カレンダーや週の行事、季節、様々な特徴に合わせて折々で絵本の特徴に合わせてタイミングを合わせて使っております。

音楽のようなものだと、単元によってリズムを中心に扱う単元など、事前に活用し、本番では本物の太鼓をたたくなど、いろいろな活用ができると思います。一応は、一つの教科書で理由書を挙げていますが、一年を通してタイミングよく使うことができると思います。

(調査員)

- ・ カバーの扱いについてでございますが、本を守るためもありますが、子供にとっては、自分の好きな本のイラストが、もう一つカバーとしてあるという喜びがあります。どちらも大切に使っております。その子供その場面に応じて使用している状況です。

(委員長)

- ・ 全国の図書発刊のメーカーの中には、特別支援を専門的に出版している会社はあるのでしょうか。

(A委員)

- ・ 例えば、特別支援にそった進路学習用の教科書などは専門のものが出ています。知的視覚障がいの方などについては、専門の会社もございます。今年度はたまたま絵本の方が多そうですね。

(侘美会長)

- ・ その他ありますでしょうか。それでは、特別支援教育の一般図書の調査内容を、ただ今の報告の通り了承するという事としてよろしいでしょうか。確認いたします。

(審議員了承)

- ・ では、委員の了解が得られました。
- ・ 調査資料についての慎重審議ありがとうございました。また調査にあられました調査員及び担当審議委員は大変御苦労さまでした。御礼申し上げます。
- ・ では、調査資料の協議の部分は終了しましたので、その他について事務局、説明願います。

7 その他

(事務局)

- ・ 今後の事務手続きにつきまして、事務局から御説明申し上げます。
- ・ 本日の審議結果を受けて、今後、県教育委員会として、市町村教育委員会、岩手大学教育学部附属特別支援学校、私立学校を所管する本庁総務部に対し、調査資料を送付し、県教育委員会からの指導・援助といたします。
- ・ 本来であれば、再度、教科用図書選定審議会の第3回目を開催しまして、第1回、第2回の審議内容について御確認いただくこととなるのですが、侘美会長に一任としていただくことを了承いただければ、今回で、実質審議を終了という形を取らせていただきたいと思いますと考えますが、そのように進めてよろしいかお伺いいたします。よろしく願いたします。

(侘美会長)

- ・ 委員の皆さんに、お諮りいたします。
- ・ ただ今、事務局から提案のあったように今後は会長に一任ということでよろしいでしょうか。

(了承)

- ・ では、会長の責任で進めさせていただきます。
- ・ 事務局からその他ありませんか。

(事務局)

- ・ とくにございません。

(会長)

- ・ 本日はありがとうございました。では、進行を事務局にお返しします。

8 閉会

平成 28 年度 第 3 回 教科用図書選定審議会 議事録

平成 28 年 6 月 20 日 (月)

11:30~12:00

1 開会 (事務局)

2 岩手県教育委員会学校教育室長挨拶 (川上圭一教育次長兼学校教育室長)

第 3 回教科用図書選定審議会に当たりまして、県教育委員会を代表し、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、侘美会長様におかれましては、御多用中のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

第 1 回、第 2 回審議会におきましては、県内の義務教育諸学校における、児童生徒が使用する教科書の選定に関する「採択基準」、そして「教科用図書選定のための資料の作成基準」、「調査票」等につきまして、熱心に御審議をいただき誠にありがとうございました。

本日は、審議結果の答申を頂戴することとなっております。この答申に基づきまして、各市町村教育委員会等に対して、指導、助言、援助を進めていくことといたします。

長期間にわたる御審議、並びに会長としての会の円滑な運営につきまして、大変御尽力を賜り、誠にありがとうございました。

3 答申

審議会会長 (侘美委員) → 県教育委員会 (川上室長)

4 会長挨拶 (侘美委員)

会長の侘美でございます。

改めまして、諮問いただきました事項につきまして、教科用図書の調査を含み、2 回にわたる審議会で審議し、ここに答申としてまとめることができました。

今回、新規の教科書検定を経た特別支援教育の一般図書について、調査研究いたしましたので、採択基準、資料作成基準と併せて調査票を答申いたします。

今後、これらは、市町村教育委員会及び特別支援学校等に通知され、8 月末までに各地で教科書の採択を行っていただく運びとなっているところであります。

以上、簡単ではございますが、審議終了の挨拶といたします。

5 その他

平成 29 年度使用特別支援教育の一般図書についての懇談

6 閉会 (事務局)